

豊川市監査公表第34号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年9月30日

豊川市監査委員	長	田	周	三	
同		戸	莉	敏	
同		小	林	琢	生

別 紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
環 境 部	清掃事業課	平成25年 4月 1日 ～同年 6月30日	平成25年 7月22日 ～同年 8月27日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【清掃事業課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

《検討事項》

- ア 清掃工場及び三月田最終処分場の事務室等において、パソコンなどの情報資産、施設備品、公金及び証紙（粗大ごみシール）などが保管されているが、施設警備に係る業務委託がされていないため警備業務の導入について検討されたい。
- イ 清掃工場B棟の水砕水戻り配管工事始め4件、5号炉及び6号炉水砕ピットケーシング、蓋取替修繕工事において、一括した工事として競争入札ができないか検討されたい。
- ウ 豊川市危険ごみ収集運搬等業務委託において、清掃工場危険ゴミ回収コンテナ配布・回収業務委託（旧小坂井町地区）を統合し、一括した契約ができないか検討されたい。
- エ 家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき事務において、清掃事業課、プリオ窓口センター、一宮総合支所地域振興課及び音羽支所と御津支所及び小坂井支所との間に領収書の発行の有無に相違が見受けられるため、その領収書の発行の必要性について検討されたい。